

山形市社会福祉協議会霞城北部地域包括支援センター 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

当事業所は、介護保険法令の趣旨に従い、契約者がその居宅において、その有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、指定介護予防支援サービスを提供します。以下に事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意頂きたいことを次の通り説明します。

1 事業者

法人名	社会福祉法人 山形市社会福祉協議会		
所在地	〒990-0832 山形市城西町二丁目2番22号		
電話番号	023(645)9230	FAX	023(645)8015
代表者氏名	会長 今野厚志		
設立年月	昭和32年 1月		

2 介護予防支援事業所の概要

事業所名	山形市社会福祉協議会霞城北部地域包括支援センター		
所在地	山形市城西町二丁目2番22号		
介護保険指定番号	山形県0600100093号 平成18年4月1日指定		
電話番号	023(645)9070	FAX	023(645)9073
管理者氏名	榎 沙智世		
開設年月日	平成18年4月1日		
運営方針	<p>① 契約者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、介護予防サービス・支援計画書を作成するとともに、指定介護予防サービス等が確保されるよう、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行います。</p> <p>② 関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスと、その他地域の社会資源と綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。</p>		

3 同事業所の職員体制（令和7年4月1日現在）

職 種	資 格	常勤(名)	非常勤(名)	備 考
管理者	保健師	1		介護支援専門員資格有
担当職員	主任介護支援専門員	1		介護支援専門員資格有
	保健師等	1		介護支援専門員資格有
	社会福祉士	1		介護支援専門員資格有
事務職員		1		

4 事業実施地域及び営業日・営業時間

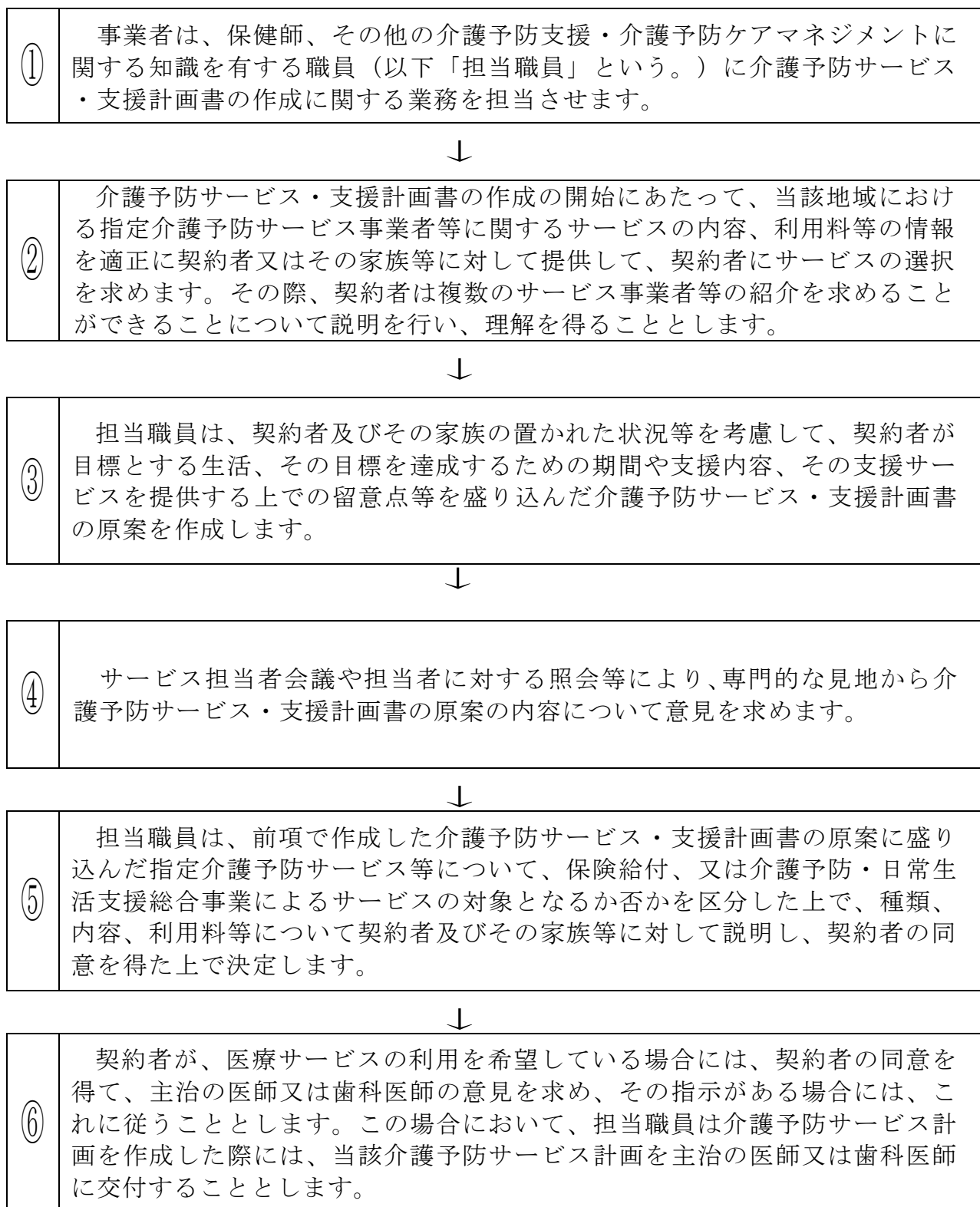
実施地域	山形市第七地区
営業日	月曜日から金曜日まで（但し、国民の祝日、12/29~1/3を除く）
営業時間	午前8時30分から午後5時30分まで

5 提供するサービスの内容

（1）介護予防サービス・支援計画書の作成

ご契約者の家庭を訪問して、ご契約者の心身の状況、置かれている環境等を把握した上で、介護予防サービス及びその他の必要な保健医療サービス、福祉サービス（以下「指定介護予防サービス等」という。）が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、介護予防サービス・支援計画書を作成します。相談を受ける場所は、当事業所相談室または利用者宅で行います。

介護予防サービス・支援計画書作成の流れ



(2) 介護予防サービス・支援計画書作成後の便宜の供与

- ① ご契約者及びその家族等、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、三ヶ月に一回または必要に応じて、ご契約者宅を訪問し面接させていただきます。
- ② ご契約者宅を訪問しない月は、必要に応じて、指定介護予防通所介護事業所、または指定介護予防通所リハビリテーション事業所を訪問する等の方法で、ご契約者と面接するよう努めます。
- ③ 少なくとも一月に一回はモニタリングの結果を記録させていただきます。
- ④ 事業者は、指定介護予防サービス事業者等から契約者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬状況、口腔機能その他必要な契約者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、契約者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師または薬剤師に提供します。

(3) 介護予防サービス・支援計画書の変更

ご契約者が介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの実施に基づく介護予防サービス・支援計画書の変更を希望した場合、又は事業者が介護予防サービス・支援計画書の変更が必要と判断した場合は、事業者とご契約者双方の合意に基づき、介護予防サービス・支援計画書を変更させていただきます。

(4) 居宅介護支援事業所及び介護保険サービスへの紹介

ご契約者が要介護状態となったと認められる場合には、居宅介護支援事業所及び介護保険サービスへの紹介その他の便宜の提供を行います。

6 サービス利用料金

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントに関するサービス利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費は、介護予防日常生活支援総合事業者に給付支払いされるため原則として利用者負担はありません。

介護予防支援

月 額	要 件
4, 420円 (所定単位)	<p>①当事業所の担当者が介護予防サービス計画を作成し、利用者等に内容を説明し、同意を得た上で交付します。</p> <p>②利用者宅に3ヶ月に1回の訪問と、介護予防サービス計画の実施状況を把握し記録します。</p> <p>③要介護の認定や更新、計画の変更があった場合、介護予防サービス計画の内容について、サービス担当者会議の開催、または担当者に対する照会等により担当者から意見を求め、利用者等に内容を説明し同意を得た上で、サービス担当者へ交付致します。</p>
3, 000円 (初回加算)	新規の介護予防サービス計画を作成した場合の介護予防支援費に300単位が加算されます。
3, 000円	介護予防支援を受けていた利用者を指定居宅介護支援事業所に委託する初回に限り、利用者の必要な情報を指定居宅介護支援事業所に提供し、連携を図った場合に加算されます。

介護予防ケアマネジメント

月 額	要 件
ケアマネジメントA 基本単価 4, 420円 初回加算 3, 000円	ケアマネジメントA（原則的な介護予防ケアマネジメント） <p>①当事業所の担当者が介護予防日常生活支援総合事業によるサービス計画を作成し、利用者等に内容を説明し、同意を得た上で交付します。</p> <p>②利用者宅に3ヶ月に1回の訪問と、介護予防日常生活支援総合事業によるサービス計画の実施状況を把握し記録します。</p> <p>③計画の変更があった場合、介護予防日常生活支援総合事業による計画の内容について、サービス担当者会議の開催、または担当者に対する照会等により担当者から意見を求め、利用者等に内容を説明し同意を得た上で、サービス担当者へ交付致します。</p>
ケアマネジメントB 基本単価 2, 210円 初回加算 3, 000円	ケアマネジメントB（簡略化した介護予防ケアマネジメント） <p>①当事業所の担当者が介護予防日常生活支援総合事業によるサービス計画を作成し、利用者等に内容を説明し、同意を得た上で交付します。</p> <p>②利用者宅に必要な応じて訪問と、介護予防日常生活支援総合事業によるサービス計画の実施状況を把握し記録します。</p> <p>③計画の変更があった場合、介護予防日常生活支援総合事業による計画の内容について、利用者等に内容を説明し同意を得た上で、サービス担当者へ交付致します。</p> <p>サービス担当者会議、モニタリングは必要に応じて行います。サービス担当者会議を開催した場合は、ケアマネジメントAの基本単価4, 420円を算定します。</p>
ケアマネジメントC 基本単価 4, 420円	ケアマネジメントC（初回のみ介護予防ケアマネジメント） <p>①当事業所の担当者が介護予防日常生活支援総合事業によるサービス計画を作成し、利用者等に内容を説明し、同意を得た上で交付します。</p>

但し、ご契約者の介護保険料の滞納等により、事業者が法律の規定に基づいて、介護保険からサービス利用料金に相当する給付を受領することができない場合は、上記のサービス利用料金の全額を一旦お支払いください。その後、当会で交付するサービス提供証明書を市町村に提出・申請し、介護予防支援サービス・介護予防ケアマネジメント計画費の給付を受けてください。

7 サービス提供を行う職員

管 理 者	槇 沙 智 世	TEL 0 2 3 (6 4 5) 9 0 7 0
担 当 職 員		FAX 0 2 3 (6 4 5) 9 0 7 3

8 事故発生時の対応

事業者は、契約者に対する介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。その概要は次のとおりです。

- ・事故の発生、発見があった場合には、生命の安全の確保を図ります。
- ・発見者は、生命の安全の確保のため必要な処置をするとともに、救急車の要請をします。
- ・発見者は、家族及び事業所に概要を報告します。家族には、帰宅や来院の要請をします。
- ・家族に対し、事故の詳細や今後の対応を説明します。
- ・保険の適用の判断をします。

当事業者は、社会福祉法人全国社会福祉協議会「社協の保険（総合補償）」に加入しています。

9 虐待の防止について

事業者は利用者等の人権の擁護・虐待の防止等の為に次に掲げる通り必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

管 理 者	槇 沙 智 世
-------	---------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従事者に対する虐待防止を啓発するための研修を実施しています。

10 守秘義務等

- (1) 事業者、担当職員等は、介護予防支援を提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しません。この守秘義務は、本契約の終了した後も継続します。
- (2) 前項にかかわらず、契約者に係るサービス担当者会議での利用など正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができます。

11 サービス内容に関する苦情

- (1) 当事業所に関する相談、要望、苦情等は、担当職員又は下記窓口までお申し下さい。
サービス相談・苦情窓口

担当部署	山形市社会福祉協議会相談支援課霞城北部地域包括支援センター (担当 宇野 みなみ)
電話番号	023(645)9070
受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで (但し、国民の祝日、12/29～1/3を除く)

当事業所では、事務局長を苦情処理責任者として苦情処理解決推進チームを設置し、社会性と客観性を確保するため第三者委員を配置しています。

- (2) 当事業所以外に、下記の相談窓口等に苦情を伝えることができます。

山形市役所 長寿支援課	所在地	山形市旅籠町2丁目3番25号
	電話番号	023(641)1212
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山形市役所 指導監査課	所在地	山形市旅籠町2丁目3番25号
	電話番号	023(641)1212
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
国民健康保険 団体連合会	所在地	寒河江市大字寒河江字久保6
	電話番号	0237(87)8006
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山形県健康福祉部 健康長寿推進課	所在地	山形市松波二丁目8番1号
	電話番号	023(630)2100
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで
山形県福祉サービス 運営適正化委員会	所在地	山形市小白川町二丁目3番31号
	電話番号	023(626)1755
	受付時間	月～金曜日 午前9時から午後5時まで

年 月 日

介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供にあたり、利用申込者に対して本書面に基づき重要事項の説明をしました。

事業所（説明者） 所在地 〒990-0832
山形市城西町二丁目2番22号

名称 山形市社会福祉協議会
霞城北部地域包括支援センター

職・氏名 ⑩

私は、本書面により、事業者から重要事項の説明及び交付を受け、介護予防支援・介護予防ケアマネジメントの提供開始に同意しました。

契約者 住所
氏名 ⑩

代理人 住所
氏名 ⑩

続柄（利用者との関係）